

遺族（補償）等年金についてー一生計維持要件ー

生計維持要件の変遷

昭和41年1月31日付基発第73号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」

第1 第3次改正の趣旨

第3次改正は、昭和35年の法改正以来予定されていた保険給付の年金化を実施するものであるが、これによつて労災保険の給付内容を一新し、一定額をもつて補償を打ち切る一時金中心の給付体系から「補償を必要とする期間、必要な補償を行う」給付体系へ、根本的な給付改善が達成され、制度発足以来の画期的な制度改革が実現されることとなった。

(略)

第2 保険給付に関する一般的事項 (略)

四 未支給の保険給付

(一) 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき保険給付でまだ支給しなかつたものがあるときは、従来は、遺族補償費及び遺族給付について特則(旧規則第一六条第七項)があるほか、すべて受給権者の相続人に支給することとしていたが、年金たる保険給付については、受給権者が死亡した場合に必ず未支給分が生ずるので、保険給付の大幅年金化を機会に、未支給の保険給付(以下「未支給給付」いう。)については、その受給権を承継するにふさわしい者として、受給権者と生計を同じくしていた遺族(未支給分の遺族補償年金については、同順位の受給権者がいるときは同順位の受給権者、同順位の受給権者がいないときは次順位の受給権者)を請求権者としたものである(法第一二条の五)。

(二)・(三) (略)

(四) 未支給給付の請求権者の範囲は、死亡した受給権者の配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるが、未支給の遺族補償年金については、死亡した労働者の遺族たる配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて次順位の受給権者となるもの(法第一六条の二第一項及び第二項、改正法附則第四三条第一項)であり、死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹ではない。

(五) 「生計を同じくする」とは、一個の生計順位の構成員であるということであるから、生計を維持されていることを要せず、また、必ずしも同居していることを要しないが、生計を維持されている場合には、生計を同じくしているものと推定して差し支えない。

第3 保険給付の内容及び手続

一～三 (略)

四 遺族補償年金

遺族補償の年金化は、今次法改正による保険給付の年金化の中心をなすものであるが、遺族補償給付が年金を主体とすることにかんがみ、遺族補償給付を受けることができる者(受給資格者)を遺族に限定し、遺族以外の被扶養者は受給資格者とならないこととなった。 労働基準法による遺族補償についても同様である(同法第七八条)。遺族補償年金の額は、ほぼ従来の遺族補償費の六年分割支給における一年分の額を限度とし、ILO条約第一〇二号の定める基準を考慮して、定められ、また、従来の遺族補償費との関連を考慮し、調整的給付として遺族補償年金の平均額の約三年分に相当する遺族補償一時金が設けられた。さらに、労働者の死亡直後における遺族の一時的出費の便宜のため、遺族補償年金の一括前払の制度も設けられている。

(一)「受給資格者」

遺族の範囲は、死亡労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるが、遺族補償年金を受けることができる遺族(受給資格者)となる要件は、次のイ及びロ又はイ及びハである(法第一六条の二第一項、改正法附則第四三条第一項)。

イ 労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたこと(前記第二の四(五)参照)。

ロ・ハ (略)

「労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた」ことについては、次の点に留意されたい。

イ 死亡の当時には、負傷又は発病後死亡までに相当期間が経過していても、その労働者が業務災害を被らなかつたならば、その死亡の当時においても、その収入で生計を維持していたであろう場合を含むが、死亡の当時労働者を遺棄しているような場合は、含まれない。

ロ 労働者の収入には、賃金収入はもちろん、休業補償給付その他各種保険の現金給付その他一切の収入が含まれる。

ハ もつぱら又は主として労働者の収入によつて生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によつて生計の一部を維持されていれば足りる。したがつて、いわゆる共稼ぎもこれに含まれる。

昭和41年10月22日付基発第1108号

労災保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものの取扱いについて

標記については、昭和41年1月31日付け基発第73号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」により取り扱つてきてところであるが、個々の取り扱いについては、前記通達のほか、下記によることとしたから遺憾のないよう取り扱われたい。

記

労災保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものについては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であつたか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

- 1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めること。
なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

2 以下の場合も生計維持関係が「常態であつた」ものと認めること。

- (1) 労働者の死亡当時において、業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関係が失われていても、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。
- (2) 労働者の収入により生計を維持することとなつた後まもなく当該労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存していたとすれば、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続するに至つたであろうことを推定し得るとき。
- (3) 労働者がその就職後極めて短期間の間に死亡したためその収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかつた場合であつても、労働者が生存していたとすれば、生計維持関係がまもなく常態となるに至つたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

昭和63年11月29日付け会計検査院の意見表示

：生計維持関係の確認に関する実務について、要旨、以下のような指摘を受けたもの。（以下、会計検査院HPより）

「遺族補償年金等の支給対象となる受給資格者の認定に当たっては、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係、すなわち生計維持関係が常態であつたか否かにより判断して行うこととされているが、死亡労働者との同居の事実を確認するだけで受給資格者と認定しているため、死亡労働者との間に必ずしも生計維持関係があつたとは認められない死亡労働者の孫又は祖父母が受給資格者と認定されている事態が見受けられた。

これは、改正（昭和40年）前の労働者災害補償保険法による遺族補償費が、生計維持関係にあつた者のほか、生計を一にしていた者も対象にしていたこととの均衡を図る要があつたことなどから、生計維持関係の判断を経過的に緩やかに解釈、運用してきたことなどによると認められる。

したがって、労働省において、遺族補償年金及び遺族年金の受給資格者の認定に当たっては、生計維持関係の判断を実質的に行うこととするなどして死亡労働者によって真に生計が維持されていた遺族を対象とするよう制度の見直しを図り、もつて遺族補償年金等についてその趣旨に沿った支給を行う要がある。」

労災保険法施行規則の改正：現在の労災則第14条の4を創設。

平成2年7月3日付基発第486号「労働者災害補償保険法施行規則第14条の4に規定する『労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと』の認定に関し労働省労働基準局長が定める基準について」

労働者災害補償保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」（以下「生計維持関係」という。）ものの認定に関する具体的な取扱いについては、昭和41年10月22日付け基発第1108号「労災保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱いについて」（以下「第1108号通達」という。）によっていたところであるが、いわゆる3世代同居の場合の孫と祖父母の場合等の取扱いが必ずしも適当でないという問題があり、昭和63年11月29日付けの会計検査院の意見表示において同様の指摘がなされるとともに、平成元年12月25日付け労働者災害補償保険審議会の建議においても所要の整備を行う旨提言されたところである。

（以下略）

記

労災保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものについては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

1 改正の趣旨

いわゆる三世代同居等の場合においては、死亡労働者の子又は父母に相応の所得がある場合、死亡労働者の孫や祖父母はこれらの者によって生計を維持されているのが通常であり、死亡労働者との生計維持関係は一般的には認められないと考えられることから、今般その取扱いを改める等同居の場合の取扱いについて補正を行ったものである。

2 第1108号通達を次のように改正する。

（略 ⇒当該規定による第1108号通知の改正箇所は以下表中の網掛け部分）

改正後の第1108号通知

1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（以下「生計依存関係」という。）が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めて差し支えないこと。

なお死亡労働者が当該遺族と同居しともに収入を得ていた場合においては、相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計依存関係を認めて差し支えないこと。この場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によって判断すること。

ただし、当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母または兄弟姉妹であり、当該遺族の1親等の血族であつて労働者の死亡の当時において当該遺族と同居していた者（以下「当該血族」という。）がいる場合には、当該血族の収入（当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。）を把握し、一般的に当該収入によつて当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

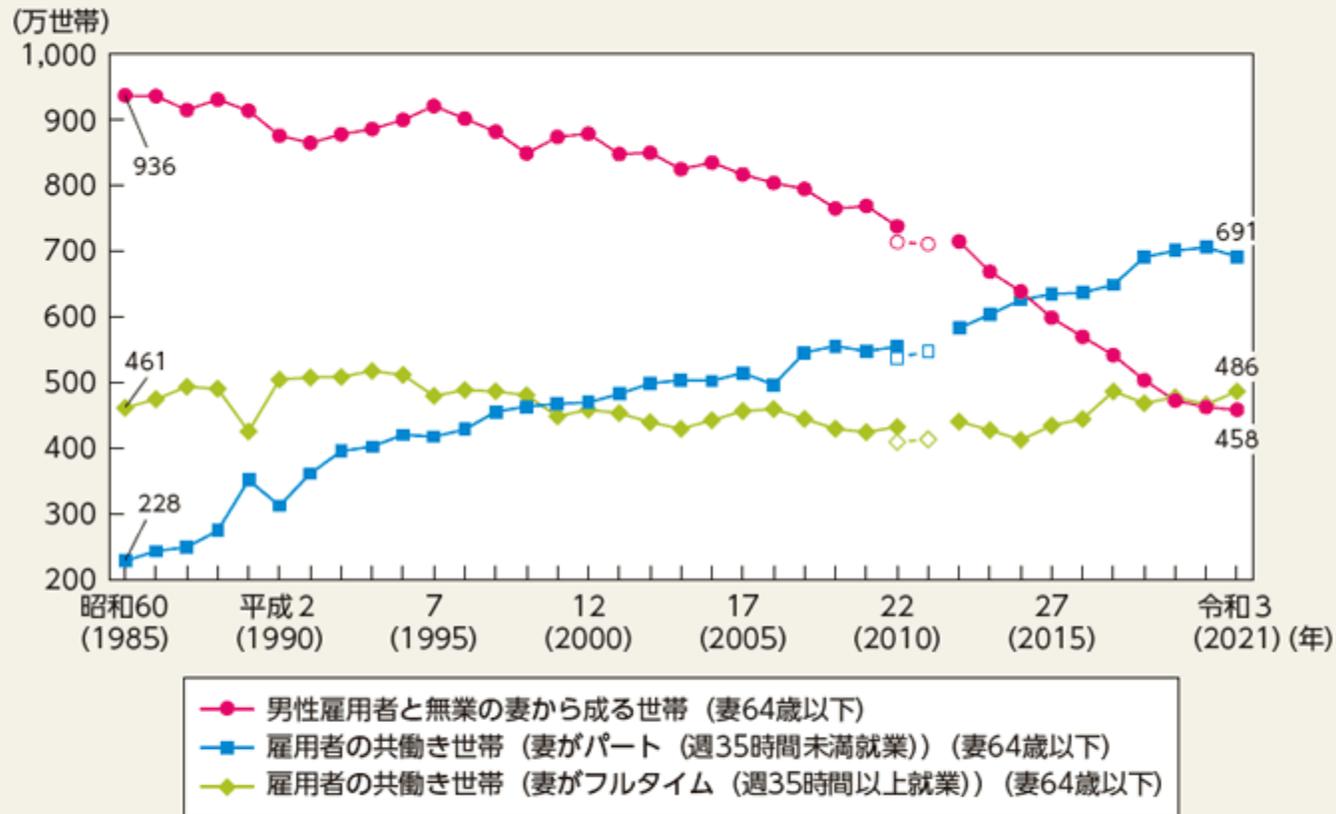
改正前の第1108号通知

1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めること。

なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

共働き等世帯数の推移

特-8図 共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(参考) 一般労働者の男女別賃金格差

○ 労災保険における年金制度が施行された1965（昭和40）年からの男女別賃金推移。

1965年の男女の賃金格差 (単位は千円)				2003年の男女の賃金格差 (単位は千円)				2023年の男女の賃金格差 (単位は千円)			
年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/①	年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/①	年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/①
20~24	22.0	17.2	78.18%	20~24	201.6	186.0	92.26%	20~24	229.3	219.6	95.77%
25~29	28.6	19.2	67.13%	25~29	240.7	212.2	88.16%	25~29	267.8	245.8	91.78%
30~34	34.4	20.0	58.14%	30~34	291.0	234.1	80.45%	30~34	302.1	259.6	85.93%
35~39	38.4	20.0	52.08%	35~39	344.0	248.8	72.33%	35~39	337.9	270.1	79.93%
40~49	43.4	19.4	44.70%	40~44	386.9	248.1	64.13%	40~44	371.8	276.8	74.45%
50~59	42.6	19.6	46.01%	45~49	411.9	241.7	58.68%	45~49	396.9	281.7	70.98%
60~	33.1	16.9	51.06%	50~54	411.9	237.9	57.76%	50~54	417.7	285.9	68.45%
				55~59	397.4	233.4	58.73%	55~59	427.4	281.7	65.91%
				60~64	294.6	203.3	69.01%	60~64	334.2	246.6	73.79%
				65~69	273.8	207.2	75.68%	65~69	293.3	217.1	74.02%

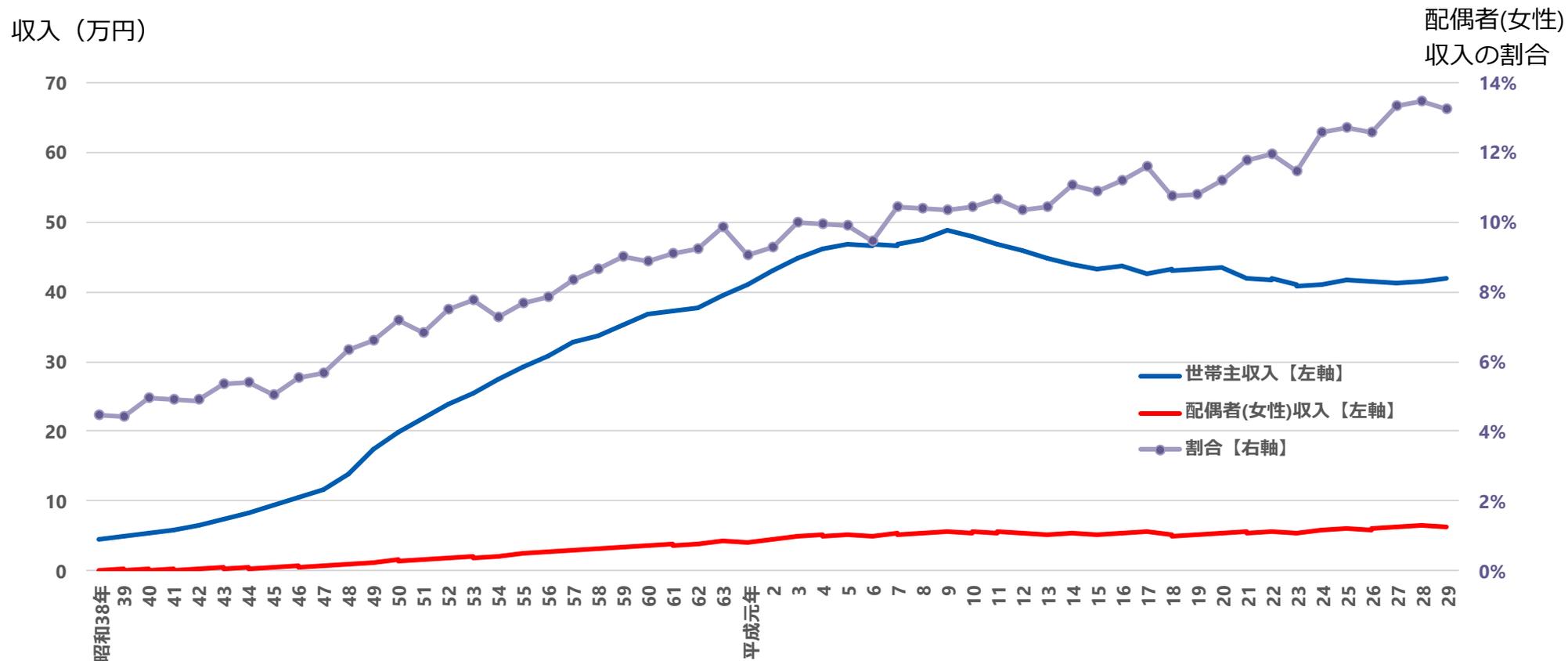
※ 一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者、1965年は常用労働者としている）の所定内給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）。

※ 平成15年における65~69歳の所定内給与額は65歳以上のものの値を用いている。

（出典）労働省「昭和40年賃金構造基本統計調査」厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」

世帯主・配偶者(女性)収入の推移

- 2人以上世帯のうち勤労者世帯について、「世帯主収入」と「配偶者(女性)収入」の推移をみたもの。
- 世帯主収入と配偶者(女性)収入の合計にしめる「配偶者(女性)収入」の割合をみると、上昇傾向にある。



(出典) 総務省「家計調査」

注1 2人以上世帯のうち勤労者世帯。勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は除く。

注2 世帯主収入には、世帯主が男性、女性の双方の場合を含む。配偶者収入には、配偶者が女性の場合の収入のみが計上されている。

注3 グラフの数字は、農林漁家世帯をの除く結果である。昭和38~44年までは、副業による収入を含む。

注4 配偶者(女性)収入は、収入がない者も含めた平均で算出されている。

注5 令和5(2023)年度: 世帯主収入44.3万円、配偶者(女性)収入9.5万円 配偶者(女性)収入の割合17.7% 但し、農林漁家世帯を含んだ結果。

注6 収入は、労働契約又は就業規則などにより毎月決まって支給される基本給や扶養手当、住宅手当、超過勤務手当などの「定期収入」と、その月に限って支給される報奨金、奨励金、昇給差額などの「臨時収入」と、賞与、年末手当などの「賞与」とから成る。